

議案第 6 9 号

専決処分に対し承認を求めることについて

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので，同条第 3 項の規定により報告し，承認を求める。

令和元年 5 月 1 5 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い，石岡市国民健康保険税条例の一部を改正したため。

改 正 要 綱

- 1 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「5 8 万円」から「6 1 万円」に引き上げることとしたこと。
- 2 国民健康保険税の減額の基準のうち，5 割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「2 7 万 5 , 0 0 0 円」から「2 8 万円」に，2 割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「5 0 万円」から「5 1 万円」に引き上げることとしたこと。



石岡市告示第 1 9 7 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように処分する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

茨城県石岡市長職務代理者

石岡市副市長 根 本 博 文

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(平成31年 3 月29日石岡市条例第45号)

石岡市国民健康保険税条例（平成18年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の石岡市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。